第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）			
第四一類			
原皮（毛皮を除く。）及び革	四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	CTH
	四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	CTH
	四四一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	CTH
	四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	CTH
	四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	CTH
	四四一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	CTH
	四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品	CTH
第四二類			
革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	四四二〇	寄せ木又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	CTH
第四三類			
毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	四四二一	その他の木製品	CTH
第四四類			
木材及びその製品並びに木炭			
第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）	四四二二	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	CTH
	四六〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったもの（最終製品（敷物、壁掛等）であってシート状のものに限る。）及びシート状であるかないかを問わない。）	
	四六〇一・一一	竹製のもの	CC（第一四類からの変更を除く。）
	四六〇一・一二	とう製のもの	CC（第一四類からの変更を除く。）
	四六〇一・一九	その他のもの	CC（第一四類からの変更を除く。）
	四六〇一・二九	その他のもの	CC（第一四類からの変更を除く。）
	四六〇一・九二	竹製のもの	CC（第一四類からの変更を除く。）
	四六〇一・九三	とう製のもの	CC（第一四類からの変更を除く。）
	四六〇一・九四	その他の植物性材料製のもの	CC（第一四類からの変更を除く。）
第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）			
第四七類			
木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	四七・〇七	古紙	WO

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）			
第四一類			
原皮（毛皮を除く。）及び革	CC		
第四二類			
革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	CC		
第四三類			
毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	CC		
第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）			
第四四類			
木材及びその製品並びに木炭			
四四・〇一	CTH	のこぎず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	
四四・〇二	CTH	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	
四四・〇三	CTH	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	
四四・〇四	CTH	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	
四四・〇五	四四〇五・〇〇	木毛及び木粉	CTH
四四・〇六	CTH	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	
四四・〇七	CTH	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	
四四・〇八	CTH	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	
四四・〇九	CTH	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたかどの面取り、端又は面に沿って連続的に施した木材（へ寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てたものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	
四四・一〇	CTH	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	
四四・一一	CTH	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	
四四・一二	CTH（第四四・〇七項又は第四四・〇八項からの変更を除く。）	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	